

山口県報

令和6年
2月13日
(火曜日)

目次

○公告

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区瀬戸換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）……………
○公安委規則

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………



(二四) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区瀬戸換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区瀬戸換地区の換地計画を定めたの
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
に供します。

令和六年二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区瀬戸換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年二月十四日から同年三月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和六年二月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年山口県公安委員
会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「逮捕状」を「逮捕状等」に改め、同条中「司法警察員」の下に
「及び同法第二百一条の二第一項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求すること
ができる司法警察員」を加える。

附則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。

令和六年二月十三日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁